

条 例

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十四号

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例

埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に、「第二十二条の二―第二十条の四」を「第二十二条の三―第二十二条の五」に、「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第十六条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公

園

第十六条第二項を次のように改める。

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

第十六条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されたときは、この限りでない。

第十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をすること。

第十九条第一項第三号及び同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十二条第二項を削る。

第二十二条の四を第二十二条の五とし、第二十二条の三を第二十一条の四とする。

第二十二條の二中「第二十二條の四」を「第二十二條の五」に改め、同条を第二十二條の三とし、第四章中第二十二條の次に次の一条を加える。

（名義利用等の禁止）

第二十二條の二 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない。

第二十三條第一項中「、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる」という認識の下に」を削り、同条第二項中「前項に規定する認識の下に」を削る。

第二十四條第二項中「前条第一項に規定する認識の下に」を削る。

第二十五條第一項中「、当該建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる」という認識の下に」を削り、同条第二項中「前項に規定する認識の下に」を削る。

第二十七條の見出しを「（調査及び立入検査等）」に改め、同条第一項中「公安委員会は」の下に「、第十六條第二項」を加え、「第二十二條第一項」を「第二十二條、第二十二條の二」に、「その違反の事実を明らかにするため」を「この条例の施行に」に改め、同条に次の五項を加える。

2 公安委員会は、第十六條第二項又は第十七條の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に当該疑いのある建物に立ち入り、物件を検査させ、又はこれらの規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

3 公安委員会は、第三十條第一項又は第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 公安委員会は、第三十條第一項又は第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

5 第二項又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第二項又は第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ

たものと解釈してはならない。

第二十八条中「第二十二条第一項」を「第二十二条、第二十二條の二」に改める。
第二十九条第一項中「第二十七条」を「第二十七条第一項又は第三項」に改める。
第三十条第三項中「中止命令」を「第二項の規定による命令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「（次項及び第三十三条において「中止命令」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安委員会は、第十六条第二項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。

第三十二条第一項第二号中「第二十二条の三」を「第二十二条の四」に改め、同項第三号中「第二十二条の四」を「第二十二条の五」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第三十条第一項の規定による命令に違反した者

第三十四条第一項中「第三十二条第一項」の下に「又は前二条」を加え、「同項」を「各本条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条中「中止命令」を「第三十条第二項の規定による命令」に改め、同条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十三条 第二十七条第二項又は第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。